作為的な証拠隠しを反省し、直ちに再審開始に 同意するとともに、ゴビンダさんの刑の執行を停止して下さい。

2011年9月15日 無実のゴビンダさんを支える会

7月23日付けDNA鑑定(大阪医科大学教授・鈴木廣一氏作成)により、次の事実が 判明しました。

被害者の膣内に残留していた精液のDNA型は、これまでまったく未知であった人物のものであり、かつ事件現場で採取されていた陰毛のうち少なくとも1本のDNA型と合致した。

弁護団はこの事実は「事件現場に被害者とともにゴビンダ以外の人物が立ち入ることはおよそ考え難い」とした確定判決の事実認定を根底から突き崩すものとして、7月26日付けで再審請求の補充書を提出し、この鑑定書を、被告人に無罪を言い渡すべき新規明白な証拠として申請しました。

私たちは弁護団の見解はまったく正当なものであると思っています。しかしさらに驚くべきことに、貴検察庁は9月2日になって、さらにあらたな42点にものぼる証拠を開示し、それらのDNA鑑定を行う意向と聞いています。

鈴木鑑定を行う際に、検察官は「もはやこれ以上DNA鑑定可能な未開示証拠はない」と弁護団および裁判所に通知したと聞いていますが、これは誤りだったのでしょうか?そうでなければ貴検察庁は弁護団と裁判所を、また被告人や被告人の家族、同胞の運命に心を痛めているネパールの広範な人々、ひいてはわれわれ日本の国民をも騙していたことになります。

さらに「新証拠」の中には、被害者の頚部から採取された微物や、被害者の両乳房に付着していた唾液が〇型(ゴビンダさんはB型)であることが本件逮捕前の平成9年4月段階で判明していたことを示す血液型鑑定なども含まれていた、と聞くに及び、驚きは怒りに変わりました。検察は、これほど重要な無罪方向の証拠を最初から知っておりながら、どうしてゴビンダさんを起訴することが出来たのでしょうか?

一二審で争点になった、トイレのコンドーム内精液のDNA型の一致や、室内の陰毛などと比較して、はるかに犯行行為に密着している被害者遺体から検出されたこれらの重要証拠を提出しないまま、裁判が進行し、被告人に有罪が宣告されていたという事実が知れ渡れば、検察の権威はまさに地に失墜することは火を見るよりも明らかです。

貴検察庁に今できる唯一のことは、重要証拠の隠蔽を心から反省し、東京高裁がすみやかに再審を開始することに協力し、同時にゴビンダさんの刑の執行を停止し(刑訴法 442条但し書き)家族の待つカトマンズに帰国できるように取りはからうことをおいてありません。

私たちは、検察が国民からの信頼を取り戻すべく努力されることを信じつつ、貴検察庁の今後の対応を注視してまいりたいと思います。

無実のゴビンダさんを支える会 http://www.jca.apc.org/govinda/

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10 八ッ橋ビル7階 現代人文社気付 事務局TEL: 080-6550-4669 e-mail:govinda@jca.apc.org